添付書類　２

遊　漁　規　則

天竜川漁業協同組合　内共第６号第５種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、この組合の有する内共第６号第５種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、どじょう、にじます、あまご、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合は口頭又はオンラインサービスによる方法により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第７条第１項の遊漁料を同条第２項又は第３項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第３条　次の表のア欄の掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア　魚種	イ　漁具漁法	ウ　統数又は規模
あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、どじょう、にじます、あまご、いわな　　漁業	徒手採捕、手釣	
	竿釣、手釣	１人２本以内
	投網	網目こま 12 ミリメートル以上
	すくい網（たも網）	間口 60 センチメートル以内 網目こま 12 ミリメートル以上
	三日月網（さで網）	網目こま 3 ミリメートル以上
わかさぎ	竿釣、手釣	１人２本以内

２　舟、ボート、いかだ等を使用した遊漁を禁止する。

３　氷上での遊漁を禁止する。

４　餌釣のはりは２本以内とする（わかさぎ釣りは除く）

５　投網、すくい網（たも網）、三日月網（さで網）漁業のできる区域は次の河川に限定する。

（1）天竜川
（2）杉島第２堰堤から下流の三峰川
（3）黒河内堰堤から下流の黒川
（4）小野川合流点から下流の横川川
6　組合は水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認めた場合は、漁具・漁法、統数又は規模及び区域をさらに制限することができる。

（遊漁期間）
第４条　次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

ア　魚種	イ　期間
あゆ	６月１日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する期間。 ただし、友釣以外の漁具漁法は、別に組合が公示する日から 12 月 31 日まで。
こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう	周年 ただし、4 月 1 日からあゆ友釣解禁までの間毛ばりを禁止する。
にじます、あまご、いわな	２月 16 日から 9 月 30 日まで
かじか	５月 16 日から 12 月 31 日まで
わかさぎ	10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内で、組合が定めて公示する期間

2　投網、すくい網（たも網）、三日月網（さで網）漁業のできる期間は、別に組合が提示する日から１２月３１日までとする。
3　組合は水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認めた場合は、期間をさらに制限することができる。
4　第１項の公表は、組合の掲示板に記載してするものとする。

（禁止区域）
第５条　前条の期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア　区域	イ　期間
①　駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流 55 メートル下流 275 メートルに至る区域 ②　駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流 55 メートル下流 275 メートルに至る区域 ③　上伊那郡辰野町大字平出の農業用取水堰から上流 55 メートル下流 180 メートルに至る区域 ④　伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域 ⑤　伊那市長谷非持の美和ダムから上流 100 メートル下流 100 メートルに至る区域 ⑥　伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流 100 メートル下流 100 メートルに至る区域 ⑦　上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流 200 メートル下流 300 メートルに至る区域	周年

⑧ 伊那市長谷の山室川支流の駒形沢と鹿塩沢 ⑨ 駒ヶ根市の大曽倉川支流の竹の沢 ⑩ 下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダム堰堤から上流 450 メートル下流 350 メートルに至る区域	

（全長制限）

第６条　次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の大きさ以下のものは採捕してはならない。

ア　魚種	イ　大きさ
うなぎ	全長３０センチメートル
こい	全長１８センチメートル
にじます、あまご、いわな	全長１５センチメートル
うぐい、ふな	全長１０センチメートル
おいかわ	全長　８センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第７条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。

（１）手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	１日	２，７５０円
	１年	１１，０００円
あゆ以外の魚種	１日	１，６５０円
	１年	７，７００円

（２）前号の規定にかかわらず手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区分	遊漁料
小学生以下の者	無　料
中学生	１年　　３３０円
高校生及び身体障害者	１日　　前号に規定する額
	１年　　前号に規定する額の２分の１に相当する額

（３）その他の場合

魚種	漁具　漁法	承認期限	遊漁料
全魚種	投網、すくい網（たも網）、 三日月網（さで網）	１年	１５，４００円

ただし、高校生以下及び身体障害者は上記に規定する額の２分の１に相当する額。

２　遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁のうち、承認期間１日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。
（１）伊那市狐島４４４５番地　　天竜川漁業協同組合
（２）前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

３　前項の規定にかかわらず、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）
第８条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。
（１）　承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真（承認期間が１年間の遊漁承認証に限る）
（２）　承認期間
（３）　魚種
（４）　漁具・漁法
（５）　遊漁区域
（６）　遊漁料の額
（７）　注意事項
（８）　その他参考になるべき事項
（９）　発行者名

２　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）
第９条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）
第10条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
（１）氏名
（２）有効期間
（３）注意事項
（４）その他必要な事項
（５）発行者名

（違反者に対する処置）

第 11 条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することできる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附則

この規則は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から施行する。

（行政庁の認可日　令和 5 年（2023 年）12 月 1 日）

※別記様式の削除

この規則は、行政庁の認可の日から施行する。（令和 6 年 8 月 26 日）